



みらい経営グループ

あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人みらい経営レポート

501号

今月の視点

生命保険・共済を活用して、決算対策 ～戦略的な赤字づくり 新事業、役員退職金活用～

各生命保険会社は、現在の金融情勢がマイナス金利であるなど市中金利の低下や生命保険会社の標準利率等の状況をふまえて、4月から各種保険料等の改定（保険料の値上げ）が行われる予定です。但し、4月以降の新契約が対象で、3月までの既契約は従来と同じです。

（1）退職準備と節税を「新確定拠出年金（iDeCo イデコ）」で

確定拠出年金は今回の改正で、これまで確定拠出年金に加入できなかった、①専業主婦（国民年金第3号被保険者）、②公務員（国民年金第2号被保険者）、③企業型年金に加入できない従業員（国民年金第2号被保険者）——が、個人型に加入することができるようになりました。個人型には新たに「iDeCo（イデコ）」という愛称も付けられ、基本的にはすべての国民が確定拠出年金を利用できるようになりました。

一方、企業型では、「選択制確定拠出年金」が注目されています。社員が自らの意志に基づいて給与の一部を確定拠出年金に拠出し、老後の資産形成を積み立てていく制度です。当然、一切負担しない選択もできます。

この選択制を採用することで、会社にとっては次のようなメリットが考えられます。

【会社にとってのメリット】

- ① 社員の自らの人生設計をサポートする体制を整えることで、福利厚生体制の充実になる。
- ② 会社負担が少ないため、企業規模が小さくても企業年金制度として導入できる。
- ③ 社員の給与を掛金として計上することにより、法定福利費を削減できる。

【社員にとってのメリット】

- ① 確定拠出年金に認められた税制上の優遇措置を受けることができる。
- ② 社会保険料の自己負担が軽減される。

もちろんデメリットもないわけではありませんが、顧問先の経営者や従業員のライフプランを考える時、確定拠出年金は今後外せない内容になっていくといえるでしょう。

《大好評》【将軍の日（中期経営計画立案セミナー）】

自社分析（SWOT分析）・経営理念作成・中期計画数値立案を1日で完成させます。

事業承継の為に、社員へ方向性を示す為に、経営計画を立案しませんか？

当事務所スタッフがお客様に寄り添い共に経営計画書を作成致します。

開催日時：平成29年4月1日（残り1社まで）

平成29年5月2日（残り5社まで）

会場：税理士法人みらい経営

将軍の日は毎月開催しております。

お問い合わせは、052-651-6000 担当 武田まで

(2) 会社契約の保険活用法（会社を守る、伸ばす）

以前の高度経済成長時代は、生命保険活用が会社にとって人気があり、利益・納税の先送りつまり節税を目的としていました。

今の日本経済は、低成長、ゼロ成長どころかマイナス成長にまで落ち込んでいます。ところが、こんなに企業経営が厳しい環境下におかれても、いまだに好況時と同じような保険加入の仕方が、相変わらず行われているようです。逆に、「経費節減」に走り過ぎて、保険契約自体をさしたる検討もなくバツサリ解約してしまう向きもあります。

なぜ、そのようなことになるのでしょうか。それは、契約者自身が保険の仕組みと役割を十分に理解していないことに基因していると思われます。確かに、保険は種類が多く、しかも保険独自の用語が頭に入っていないとイメージしにくいということもあります。ただ、会社の実情と保険加入の目的をしっかりと押さえていれば、“会社を守り、伸ばす”ための心強い武器になり得ます。

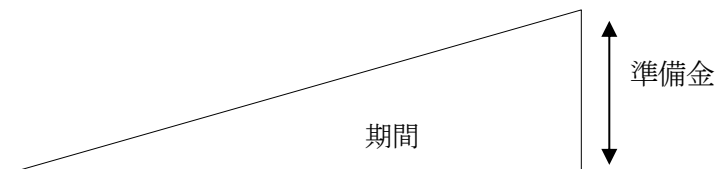
法人契約ともなると保険料の負担は決して軽くありませんが、必要性和費用対効果を考慮したうえで、現在の企業リスクに応じた保険加入が益々求められています。つまり、これからは、企業経営におけるトータル・リスクマネジメントにとって欠くことのできないツールとして、保険活用を位置づけることが大切です。

(3) 貯金は三角、保険は四角

保険



貯金



- ① 貯金は少しずつ積み立てて行くが保険に加入した日から契約した保険金が保障される。
- ② 生命保険は確定利回りで確実に資金準備できる。
- ③ 生命保険には万一の保障もついている。
- ④ 不足の資金入用には契約者貸付で資金が入る。

(4) 保険のリストラ

仕事や個人のお付き合いでの保険の加入したことがあれば、一度見直しましょう。加入の保険証券を全て机に並べ保険内容を把握しましょう。

(5) 従業員退職金制度

明確な従業員の退職金制度が確立していない会社が結構あります。会社のニーズや従業員数によって異なりますが、一つの方法として養老保険を活用し、退職金の準備ができます。

(6) 能力主義、成果主義と福利厚生

最近、退職金制度を廃止して、その分給与に上乗せして前払いする会社があります。一概に言えませんが、成果主義人事制度などカフェテリアプランや確定拠出年金（イデコ）などを導入することで合理的な福利厚生策を採用できます。

(7) 経営者・役員の退職金準備

会社経営の中で、5～10年先を見通して引退を考えている経営者は、一時の多額な退職金の準備や万一の事故の備えとして生命保険を活用しているのが一般的です。

(8) 企業オーナーの相続対策

会社経営者に万一の事態が起こると多額な相続税が発生し会社経営にも影響します。

相続対策は幅広く複雑で、即効性を期待するのは困難です。早め早めの対策が必要です。納税対策や遺産分割対策には、生命保険の活用が一般的です。

(9) 自社株対策

自社株の評価額は経営者が思っている以上に高くなるケースがあります。基本的には個人ですが、会社を使った生命保険活用での相続対策も可能です。相続が発生した場合、換金しにくい上、分割して相続すると経営に影響も考えられます。

(10) 事業保全資金

創業以来心血を注いで会社を安定経営してきたところで、仮に経営者に万一のケースが発生すると会社経営、家族のことが心配だと思います。万が一の場合、会社に様々なマイナスが発生します。事業保全資金として、(短期債務額+従業員の年間平均給与の額)を生命保険で準備しておく必要があります。

(11) 会社清算資金

事業自体が先細りであり、廃業も考えているケースもあります。従業員や取引先に迷惑がかからない方法を考えましょう。

会社を解散するには、従業員の退職金や借入金の返済、債権者への配慮など事前の準備が必要です。

ご質問、ご意見、ご相談などお待ちしております。

石川 光男

**法律相談は当事務所顧問の永井・村田弁護士へ口答相談は無料です。
【トラブル防止は事前相談から】当事務所担当者へご連絡下さい。**

今月のセミナー

※各セミナー、前日までにFAXにてお申込みをお願いします。

1. 3月 22日(水) 平川忠雄DVDセミナー
『平成29年度税制改正案 重要事項解説パート2』
講師 柴田 和浩 時間 17:00~18:00
会費 会員 500円 その他 1,000円
場所 みらい経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

2. 3月 31日(金) 相続セミナー
『遺産相続手続きの流れ』
講師 秋江 みほ 時間 18:00~19:30
会費 会員 500円 その他 1,000円
場所 みらい経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

3. 4月1日(土) 中期経営計画立案セミナー
『将軍の日~中期経営計画立案セミナー』(残り1社まで)
時間 10:00~18:00
会費 1社につき54,000円 (昼食代込)
場所 みらい経営3Fセミナールーム
※お申込みは1週間前までにお願いいたします。
※終了後、有志による交流会有り

4. 4月6日(木) 介護事業経営研究会
『2018年介護保険法改正点解説と“新時代型”介護経営戦略』
時間 14:00~16:00
会費 3,000円
場所 名古屋都市センター第3会議室

5. 5月2日(火) 中期経営計画立案セミナー
『将軍の日~中期経営計画立案セミナー』(残り5社まで)
時間 10:00~18:00
会費 1社につき54,000円 (昼食代込)
場所 みらい経営3Fセミナールーム
※お申込みは1週間前までにお願いいたします。
※終了後、有志による交流会有り

1. 3月9日(木) 第572回 経営者モーニングセミナー
テーマ 『 体にやさしい最先端がん治療と倫理 』
講師 堀田 由浩 氏
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

2. 3月16日(木) 第573回 経営者モーニングセミナー
テーマ 「 会員スピーチ 」
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

3. 3月23日(木) 第574回 経営者モーニングセミナー
テーマ 「 内容未定 」
講師 新原 隆一 氏
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

4. 3月30日(木) 第575回 経営者モーニングセミナー
テーマ 「 日本創生の一翼を担う 」
講師 松井 直人 氏
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナー、事前申込みは必要ありません。

受付で「石川光男の紹介です」とお伝えください。

※会場・・・金山ゼミナールプラザ 〒460-0024 名古屋市中区正木 3-7-15

TEL 052-331-6411

3月の税務と労務

- ・ 1月の決算法人の確定申告、納税 期限(3月31日)
- ・ 7月の決算法人の中間申告、納税 期限(3月31日)
- ・ 7月の決算法人の消費税の中間申告 期限(3月31日)
- ・ 2月分源泉所得税納付 期限(3月10日)

発行人 税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 **石川光男**
〒456-0051 名古屋市中区熱田区四番二丁目14番34号
TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066
ishikawa@ishikawakk.or.jp